

# 令和4年度東京都献血推進計画

## 第1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき、東京都における献血の推進に関する計画を定めるものである。

## 第2 令和4年度に東京都が献血により確保すべき血液の目標量

今年度、国から示された都が確保すべき血液の目標量は、全血採血による 145,400 リットル及び成分献血による 121,798 リットルの計 267,198 リットルである。

（令和3年度確保目標量 261,353 リットルより、5,845 リットル増加）

（単位：L）

		全 国	東 京 都	東京都の割合
全血献血		<u>1,329,562</u>	<u>145,400</u>	<u>10.9%</u>
成分 献血	血小板(*)	<u>309,061</u>	<u>45,201</u>	<u>14.6%</u>
	血漿	<u>620,373</u>	<u>76,596</u>	<u>12.3%</u>
	計	<u>929,435</u>	<u>121,798</u>	<u>13.1%</u>
合計		<u>2,258,996</u>	<u>267,198</u>	<u>11.8%</u>

（\*）東京都で製造している「山梨県分の血小板製剤」を含む。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない。

## 第3 目標量を確保するために必要な献血者数

東京都赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）と協議の上、第2の確保すべき血液の目標量を達成するために、目標献血者数を次のとおり設定する。

（単位：人）

	区分	献血ルーム	献血バス	出張採血	合 計
全 血	200mL	<u>3,252</u>	<u>4,919</u>	<u>1,186</u>	<u>9,357</u>
	400mL	<u>211,920</u>	<u>118,351</u>	<u>28,551</u>	<u>358,822</u>
	計	<u>215,172</u>	<u>123,270</u>	<u>29,737</u>	<u>368,179</u>
成 分	血小板	<u>82,396</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>82,396</u>
	血漿	<u>137,974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>137,974</u>
	計	<u>220,370</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>220,370</u>
合 計		<u>435,542</u>	<u>123,270</u>	<u>29,737</u>	<u>588,549</u>

## 第4 目標量を確保するために必要な措置

必要血液量及び献血者を確保するため、以下の取組を行う。

### 1 献血に関する普及啓発活動の実施

都、区市町村は、日本赤十字社東京都支部（以下、「日赤都支部」という。）及び血液センター等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保するとともに、広く都民に対し献血に関する理解と協力を求めるため普及啓発を行う。

都内には、全国の事業所の約12%、従業員の約16%が集中している<sup>1</sup>。また、大学・大学院については、全国の約18%が設置され、学生数は約26%に及ぶ<sup>2</sup>。このように、事業所や大学が多く、また、他県から都に通勤・通学する昼間人口が多いという都の特性を踏まえた啓発を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、[感染症対策の実施状況などの情報提供を適切に行うとともに](#)、献血の意義、重要性の観点から、これまで同様に幅広く[協力を](#)呼びかけ、様々な工夫、手段を講じて献血者確保に努める。

#### (1) 献血推進キャンペーンの実施

都は、特に必要性が高い400ミリリットル献血と成分献血の推進及び普及のため、区市町村、日赤都支部及び血液センターとともに、[国のキャンペーンと連動し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月まで若年層を中心とする「はたちの献血キャンペーン」\(冬季キャンペーン\)を、3月に東京都独自の「春季キャンペーン」を実施する。](#)特に若年層に対しては、WEB、SNS等のソーシャルメディアを有効に活用する。

また、都が独自に作成した普及啓発動画を活用し、献血について関心を持つ機会が増えるよう、以下のように情報発信していく。さらに、献血者の裾野が広がるよう、区市町村や血液センターへ協力を求めながら、広報を幅広く展開していく。

- ① キャンペーン周知用ポスターの作成、掲出依頼、都営地下鉄やJR等での車内中吊り広告
- ② 東京都広報誌、都公式ホームページの活用
- ③ WEB、SNS等を活用した若年層への献血協力の呼びかけ
- ④ 動画を使った広報活動（街頭ビジョンやトレインチャンネルでの放映等）
- ⑤ 東京都庁職員献血の実施

加えて、近年、需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かせないこともリーフレット等で周知する。

#### (2) 若年層対策

- ① 広報、ホームページ等での周知

都及び血液センターは、献血は16歳からでき、また、17歳男性から400ミリリットル献血が可能であること、[献血には年齢制限があるため、若い方に継続的に協力](#)

<sup>1</sup> 平成26年経済センサス基礎調査（財務省統計局）

<sup>2</sup> 令和3年度学校基本調査（文部科学省）

いただくことが重要であること等について引き続き周知する。

## ②新成人を中心とした若年層への啓発

・都は区市町村の協力を得て、献血普及啓発用リーフレットを成人の日等の式典や、区市町村が行う事業等を通じて若年層に配布・周知し、献血協力へのきっかけ作りに取り組む。また、若年層が多く集まる場所での啓発動画の活用やリーフレットの配布など、啓発の協力依頼を行い、献血の必要性が若年層の目にとまる機会を確保する。

・都は、献血ルーム所在地かつ若者が多く通行するエリアでの街頭ビジョン放映を行う。さらに、近隣県からの通勤通学者が多い東京の特性を踏まえ、他県からの流入路線を含めて車内中吊り広告の掲出を行う。

・日赤都支部及び血液センターは、献血キャンペーン時に、WEBメディア等を活用した広報を実施し、特に10代、20代の若年層を中心に400ミリリットル献血及び成分献血への協力を呼びかける。都はこれに対し、献血広報費を補助する。

## ③学校における献血及び啓発活動の推進

・血液センターは、小・中・高・専門学校・大学生を対象とした献血セミナーを実施する。令和4年度は、小・中・高校生を対象とした学校における献血セミナーの実施校数を増加させることを目標に、献血への動機付けを図る。また、「新しい生活様式」に対応するため、オンラインを積極的に活用し、リモートで授業を受けている学生が参加しやすいよう配慮する。

都は、都立学校における献血の普及啓発を図るため、校長連絡会等を活用した教育担当部局への献血セミナー受け入れ拡大に関する働きかけや、各学校への献血セミナー実施の協力依頼を行う。

・血液センターは、学校当局や学内組織・団体、東京都学生献血推進連盟との協働を進め、私立を中心とした高等学校・大学・専門学校での献血者増加に積極的に取り組む。専門学校は、東京都専修学校各種学校協会に対して協力依頼を行うなど献血者の増加等を図る。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、学内での献血実施が困難な場合は、学内ポータル等、所属する学生への献血啓発が可能な媒体を活用した献血ルーム等への誘導を働きかける。都はこれを支援するため、各学校へ学校献血の紹介や協力依頼を行い、実施拡大に努める。

## (3) 複数回献血の推進

血液センターは、継続的な献血協力を得るため「複数回献血クラブ(愛称:ラブラッド)」を運営し、献血についての定期的な情報発信や継続的な献血協力依頼を行い、効果的な依頼要請による応諾率の向上と年間献血回数の増加を目指す。また、クラブ会員になっていたため、献血会場及び葉書により加入促進を行うとともにホームページ等で周知する。さらに、会員及び献血経験者に向けて、家族、友人、同僚などの身近な人とともに協力することを促すなど、初回及び過去の献血から長期間経過している方が献血しやすいきっかけを作り、かつ複数回協力につながるよう努める。

都は、安全な献血者を安定的に確保するため、複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。

#### (4) 職場における献血の推進

血液センターは、年間を通して輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、献血者が減少する時季、特に冬季には、定期的に協力を得ている官公庁や企業だけでなく、これまで献血を実施していない企業等にも職場献血の協力を働きかけていく。また、企業に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して献血セミナーや献血に関する情報提供を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等[でテレワークが推進されるなど](#)により職場献血実施が困難な場合、血液センターは、多くの方に協力いただきやすい振替会場の確保や会場への誘導に努める。継続して献血実施に協力いただいている企業・団体に対しては、実施回数の増加等を依頼し、より協力を得るための方策を強化する。

都は、包括連携協定「ワイドコラボ協定」締結企業等と連携し、職場献血実施の協力依頼や社員向け普及啓発等を行う。

#### (5) 献血ルームの運営

献血ルームにおいては、感染症対策を講ずるとともに、献血者の利便性を考慮した受け入れ環境を整え、献血者が安心して入ることができる空間及び安全に配慮した環境を維持する。また、様々な広報手段を用いて、感染症対策を周知するとともに、密を避けるため、予約の推進を図る。

また、献血者確保に資するよう、都内 [12](#)か所の献血ルームについて、地域特性を考慮した運営を行う。

#### (6) 献血予約の推進

予約は、計画的かつ安定的な献血協力につながり、また、感染症対策としても有効である。そのため、都及び血液センターは、献血予約の重要性を広く周知する。

また、血液センターは、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進につなげる。

[今後は導入予定のアプリの活用などにより、献血者の利便性の向上を図り、事前予約を更に推進する。](#)

#### (7) 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

血液センターは、輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努める。万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には、都や区市町村等の関係機関と連携し、必要血液量の確保対策を実施する。

都は、ツイッターや街頭ビジョンの活用など、広範囲かつ即時性がある方法により献血協力を呼びかける。

## 2 献血推進協議会の開催

・都は、採血事業者、学識経験者、地域の団体、報道機関等で構成される献血推進協議会を開催し、東京都献血推進計画の策定や、献血に関する教育及び普及啓発、民間の献血組織育成等について検討・協議する。

・都は、区市町村に対して、地方公共団体には献血について住民の理解を深めるとともに、血液センターによる献血受け入れが円滑に進むよう必要な措置を講ずる責務があることについて周知し、区市町村献血推進協議会の活用や、地域活動団体と連携した献血推進活動の実施について呼びかける。また、各区市町村のこれらの取組状況を情報収集し、その内容を都から全区市町村へ情報提供することにより、より一層の実施を促す。

### 3 献血功労者表彰等

都は、献血功労者表彰式を開催し、日頃から献血推進に積極的に協力し貢献した個人及び団体に知事感謝状の贈呈を行う。

また、その活動が顕著で、厚生労働大臣より表彰状及び感謝状が贈呈された個人及び団体に対し、伝達を行う。

## 第5 血液製剤の適正使用推進について

### 1 血液製剤適正使用部会の開催

献血推進協議会の部会である血液製剤適正使用部会において、医療機関への血液製剤適正使用の周知及び普及啓発について検討・協議する。

### 2 輸血療法適正化支援事業の実施

・都は、各医療機関が適正な輸血療法を実施できるよう、血液製剤の適正使用や安全対策をテーマとする講演会を血液センターと共催する。

また、各医療機関に輸血医療の専門医師を派遣し助言を行う血液製剤アドバイス事業を実施し、最新の知見を提供する。血液製剤アドバイス事業は、講義内容・実施方法ともに、医療機関のニーズに合わせて実施する。

・都は、「輸血療法の手引（第4版）」（令和3年3月）について、都ホームページや講演会など、機会を捉えて啓発を図る。

・都及び血液センターは、輸血専門医が不在の小規模医療機関においても適正使用・安全対策が進むよう、「小規模医療機関における輸血マニュアル」や「輸血手帳」が活用されるよう普及啓発を図る。

### 3 輸血状況調査の実施及び評価指標の策定

血液需要の実態把握のため、都は、昭和39年から輸血状況調査を実施している。

令和3年度末に実施した各医療機関への調査結果を基に「令和3年輸血状況調査集計結果」を作成し（調査対象：病床数20床以上の医療機関）、集計結果は、血液製剤適正使用部会に報告するとともに、都ホームページに掲載する。

また、結果を基に評価指標を策定し、各医療機関に評価内容を通知し、血液製剤適正使用への取組を支援する。（一般病床300床以上、100床以上300床未満の医療機関に分類）

## 第6 日本赤十字社東京都支部への補助事業(再掲)

都は日赤都支部に対し、各種補助を行う。

### 1 広報費補助

日赤都支部及び血液センターは献血キャンペーン時に、WEBメディア等を活用した広報を実施し、特に10代、20代の若年層を中心に400ミリリットル献血及び成分献血への協力を呼びかける。都はこれに対し、献血広報費の実費相当額を補助する。

### 2 複数回献血推進への補助

都は、日赤都支部及び血液センターが実施している複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。

## 第7 災害時等における血液製剤の確保等

### 1 災害時

都、日赤都支部、血液センター及び公益財団法人献血供給事業団は、都内で災害が発生した場合に「東京都地域防災計画」及び「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき、医療救護活動に必要となる血液製剤を確保する。

併せて、防災行政無線等を利用し相互の被害状況の把握や血液製剤が円滑に供給されるための供給体制の確認及び措置を速やかに講じる。

平時においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、日頃から大規模災害時等における対応のシミュレーションやマニュアル等の見直しを行う。

### 2 新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症発生時

血液センターは、血液製剤は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、ワクチンの供給・接種の動向にも注視し、その影響を踏まえた呼びかけを行うなど、都と連携して対策を講じる。

都は、献血協力を呼びかけるとともに、献血会場では感染症対策が実施されていること等 [都民へ適切な情報発信を行い](#)、献血者の確保に努める。

都及び区市町村は、広報や献血会場の確保など、血液センターの取組を支援する。